

「第7次三重県医療計画」における小児救急を含む小児医療対策の 中間見直しについて

1 令和2年度第1回三重県小児医療懇話会でのご意見等について

令和2年12月に書面開催いたしました令和2年度第1回三重県小児医療懇話会では、当該計画の中間評価報告書（中間案）についてご検討いただきました。その結果及び対応については、以下のとおりです。

No.	意見の概要	意見に対する考え方
1	<p>幼児死亡率が中間目標に対して達成されていない。0.15（現状値）-0.10（中間目標）=0.05だが、実数では何名に相当し、死因は何かを示していただきたい。</p> <p>中間年における数値目標の達成状況について、達成できなかった幼児死亡率の原因は何か。</p>	<p>令和元（2019）年の幼児人口で換算すると以下の通りとなり、幼児死亡者が策定時の6人から現状値は8人と、2人増加したため悪化しました。中間目標との差0.05は2.6人に相当します。しかし、長期的には減少しており、全国平均の0.17を下回っています。</p> <p>【策定時】0.11（6人） 【現状値】0.15（8人） 【中間目標】0.10（5.4人相当） 【最終目標】0.08（4.3人相当）</p> <p>また、過去3年間（平成29（2017）年～令和元（2019）年）の主な死因は、傷病及び死亡の外因（7人）、新生物＜腫瘍＞（5人）などです。</p>
2	<p>中間年における数値目標の達成状況について、達成できなかった軽症乳幼児の救急搬送率を減らす具体策は何か。（逆に改善しなかった原因は何か。）</p>	<p>乳幼児の急病による救急搬送のうち軽症患者の割合は、全国と同様に75%前後で推移しています。この要因として、保護者の子育てに関する不安等が考えられますので、小児救急に関する情報提供、相談体制の充実や適切な受診行動の啓発についての取組を強化していきます。</p>

No.	意見の概要	意見に対する考え方
3	<p>#8000 の相談件数が9月末現在で昨年同期比の約半数となっていることについて、小児科外来受診者の減少に相通じる所かと思うので、その要因を「新型コロナウイルス感染症による影響」として記述する事で終わらせず、もう少し具体的な分析の記載を求める。</p>	<p>相談件数の減少については、感染防止対策のため、体調管理に慎重になっているのではないかと考えていますが、正確な分析が困難なため記載していません。</p> <p>今後も相談件数や相談内容等を踏まえ、保護者の不安解消に向けた対策を検討していきます。</p>
4	<p>#8000 における「119 番をすすめた」割合が三重県 3.5%で全国の 0.8%を4倍以上上回っている件に関して、その要因を検討し中間評価報告書に記すことが必要だと思う。</p> <p>数値目標の一つ「軽症乳幼児の救急搬送率」が改善しない状況に対して、この状況がどれほど関与しているのか検討を求める。</p>	<p>相談件数が他県より少ないうえ、救急医療相談が多いため「119 番をすすめた」割合が高いと考えていますが、正確な分析が困難なため記載していません。</p> <p>また、軽症乳幼児の救急搬送率との関係については、#8000 を通すことで救急車や医療機関の適正利用につながっているのではないかと考えています。</p>
5	<p>成育基本法の成立により、多職種が連携して子どもの成長を見守って行く機運が作られている。「コミュニティ小児科学」の概念も提唱されてきており、「子育て世代包括支援センター」をどのように充実させていくかが今後の予防的支援活動の肝となるように思うので、今後3年間の「取組内容」に加えていただきたい。</p>	<p>母子保健コーディネーター養成研修等において、子育て世代包括支援センターの核となりうる市町の母子保健に関わる保健師等を育成しているところです。「(4) これまでの取り組み状況」と「(6) 施策展開の見直し」にその旨、追記しました。</p> <p>[資料2] p. 97, 102 参照]</p>
6	<p>医療的ケア児の在宅医療について、訪問医師の実数把握をぜひ医師会のシステムと連携する体制作りをお願いする。</p>	<p>地域における小児在宅医療の提供体制を整備していくために、実数を把握できるよう検討していきます。</p>
7	<p>小児在宅医療相談窓口機能について、具体的な数値で説明をお願いする。</p>	<p>平成 30(2018)年度から、郡市医師会ごとに小児在宅医療相談窓口医師が設置されています。</p>

No.	意見の概要	意見に対する考え方
8	<p>障害者福祉法の改正により、医療的ケア児への適切な支援が自治体に求められている。多職種による連携が求められるが、医療的ケア児（呼吸器使用児）の通学を目指して「取組内容」を記載していただきたい。</p>	<p>本県では、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制を構築するため、「第7次三重県医療計画」を策定しています。医療的ケア児の通学については、医療計画の目的とは異なるため記載していませんが、医療的ケア児一人ひとりに対応できるよう、保健・医療・福祉・教育等の多職種による連携体制の構築に取り組んでいきます。</p>
9	<p>医療的ケア児の在宅医療について、取組方向4でレスパイト体制の充実とあるが、具体性に欠けている。ここも数字での表記（例：現状人工呼吸器管理を要する超重症児のレスパイト施設は県内に2か所のみ。県内人工呼吸器管理を要する子どもの増加は顕著で、2年後には更にレスパイト1-2か所は増やす必要がある。）を求める。</p>	<p>レスパイト体制の充実について、引き続き、医療的ケア児の家族の負担を軽減できるよう、レスパイト・短期入所等の社会資源の拡充を図っていきます。</p>
10	<p>災害時における医療的ケア児の自助を記述しているが、速やかな福祉避難所への避難体制についての考えを示していただきたい。</p>	<p>医療的ケア児が災害時に安全な療養環境を維持・確保できるよう、日頃からの備えについて啓発するとともに、コーディネート体制を整備する必要があると考えています。</p> <p>引き続き、関係部局と連携を図りながら取り組んでいきます。</p>

2 「第7次三重県医療計画中間評価報告書（中間案）」に関するパブリックコメントに対して寄せられたご意見等について

令和2年12月25日から令和3年1月25日まで、県民の皆様から意見を募るパブリックコメントを実施するとともに、市町等への意見照会を行いました。その結果及び対応については、以下のとおりです。

No.	意見の概要	意見に対する考え方
1	<p>「途切れのない発達支援体制」は必ず充実させなければならないが、それとは別に、「途切れても余りある発達支援体制」の構築も必ず図らなければならない。一旦途切れてしまっても事件に発展してしまわないよう、全力を挙げて繋ぎ直しを図っていくよう努められたい。</p> <p>三重県は、「職員や教員への充実した支援体制を整備する必要があります」とは考えていないのではありませんか。抜本的な改革に努めさせられたい。</p>	<p>地域において途切れのない発達支援が行われるよう、子育てや発達に関する相談体制の充実や、成人期への円滑な移行体制の整備、発達支援に関する人材育成等に取り組むこととしています。</p> <p>引き続き、県民が安心して子どもを育てることができるよう、医療機関や市町、関係機関と連携を図りながら、総合的かつ継続的な支援体制の整備を進めていきます。</p>
2	<p>「○一旦途切れてしまっても、虐待や心中が起こらないよう、積極的に繋ぎ直しを行います。」と追記されたい。</p>	<p>本県では、県民全体で、子どもが健やかに育つ社会の形成に向けて取り組むことをめざして、平成16年3月に「子どもを虐待から守る条例」を制定し、児童虐待の防止に取り組むこととしています。</p> <p>引き続き、子育て家庭への支援体制の充実や関係機関の連携強化等に努めていきます。</p>